

インボイス制度導入により
事業環境変化の影響を受ける事業者の皆さまへ

無 料

税理士による 経営「個別相談日」のご案内

(会員、非会員問わず相談いただけます)

インボイス制度を理解しないと取引先からの取引見直しや
税負担の増加につながるかも！？

いよいよ10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。この制度が始まることにより適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書・領収書に必要事項を記載する等の対応が必要となります。

課税事業者の方は、仕入先や下請先が免税事業者の場合は仕入控除ができなくなる
免税事業者の方は、販売先や元請からの受注が無くなる恐れなど、自社と関連する事業所全てに影響してくる制度です。制度が始まって困らない為に今から準備を進めましょう。

■開催日時 10月4日(水)、11日(水)、25日(水)
11月1日(水)、8日(水)

午前9時～午後4時まで

★日程が合わない場合など、相談内容により専門家の派遣制度も
ご案内いたします。

■対 象 中小、小規模事業者

■開催場所 可児商工会議所相談室（可児市総合会館3階）

■申込方法 「事前予約」が必要です。電話でお申込み下さい。
※受付時間：平日 8:30～17:15（電話 61-0011）
※相談時間は1時間程度となります。
（前後の相談内容により時間調整をお願いする場合があります）
※内容により商工会議所職員が応じる場合があります

■問合せ先 可児商工会議所 中小企業相談所 までお気軽に！

事業環境変化対応型支援事業